

固定資産税は、事業用資産(償却資産)にもかかります。 償却資産は申告が必要です。

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使う資産(償却資産)についても課税されます。
償却資産の所有者は、毎年資産が所在する市町村へ申告することが義務付けられています。

～平成27年度申告は、平成27年2月2日(月)までに～

1 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税または所得税の計算上、損金または経費に算入されるものをいいます。ただし、価額が少額の資産や、そのほか政令で定める資産は、償却資産の対象外です。

表1に、償却資産の種類や具体例を記載していますので、ご参照ください。

2 償却資産の申告

償却資産の所有者は、賦課期日(1月1日)現在に所有している償却資産について、所在する市町村に申告しなければなりません。

【1】申告が必要な人

1月1日現在で、須崎市内に事業用の償却資産を所有している人

【2】申告期限

毎年1月末日(土・日曜日)の場合は翌平日)

【3】提出書類

①償却資産申告書(償却資産課税台帳)

②種類別明細書(増加資産・全資産用、減少資産用)

※申告書の様式は、税務課で配布しています。来庁できない場合は、電話で請求をするか、須崎市ホームページの様式からダウンロードをしてください。

※郵送での提出もできます。申告書控用紙(受付印を押したものの)の返送が必要なのは、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※全国統一の様式の記入事項の全てを満たしている場合は、独自の様式での申告ができます。

【4】申告の注意点

①前年度と資産の状態が変わらない場合でも、申告が必要です。

②廃業・解散等のときも、その旨を記入の上、申告が必要です。

③前年度において免税点未満(課税標準額が150万円未満)の場合や、本年度が免税点未満になると思われる場合でも、申告が必要です。

④申告年の1月1日に取得した資産は申告年から記入が必要です。

⑤リース資産の申告義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社です。ただし、リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産については、賃借人に申告義務が生じます。

3 免税点

賦課期日現在、須崎市内に所有する償却資産の評価額の合計(課税標準額)が、150万円未満の場合は償却資産には課税されません。

4 過年度更正とさかのぼり課税

申告・調査等により更正が必要になった場合、資産の取得時期に応じて、最高5年度分さかのぼって税額の再計算を行います(過年度更正)。

初めての申告であっても資産の購入時期等の申告内容によつては、さかのぼって課税されることがあります。

5 無申告や虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない無申告の場合は、過料を科されるほか、不足額に加えて延滞金を徴収されることが

人間ドック・健康診断実施

高知県市町村職員共済組合短期人間ドック) 実施機関指定
全国健康保険協会管掌生活習慣病予防健診
(財)日本医療機能評価機構認定病院

- 外科 ●内科 ●整形外科 ●脳神経外科 ●眼科
- 消化器内科 ●消化器外科 ●肛門科 ●循環器内科
- 耳鼻咽喉科(金) ●泌尿器科(火) ●神経内科(火)
- 皮膚科(金) ●リハビリテーション科 ●人間ドック



須崎

医療法人・五月会

くろしお病院

〒785-8501 高知県須崎市緑町4番30号
TEL(0889)43-2121(代)
FAX(0889)42-1582